

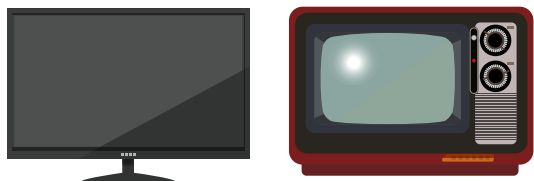
市で収集しないもの

家電リサイクル品 【業務用は除く】

ごみ処理施設（広島中央エコパーク）への持ち込みもできません。

※業務用の家電リサイクル品は産業廃棄物になりますので、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

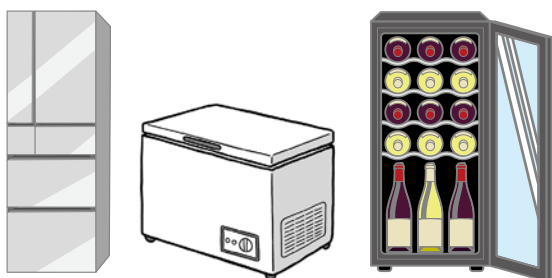
テレビ（有機EL・液晶・プラズマ・ブラウン管）



エアコン（一体型、室外機も含む）



冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー



洗濯機・衣類乾燥機



処分の方法

買い替えるとき

新しい商品を買うお店に引き取りを依頼(※1)

処分のみの方

以前購入したお店や別の家電量販店に引き取りを依頼(※1)

自ら「指定引き取り場所」に持ち込む(※2)

上記が難しい場合のみ、市が収集します(※3)

※1 料金については依頼先にご確認ください。

※2 竹原市近隣の「指定取引場所」は次ページに記載しています。
「リサイクル料金」が必要となります。

※3 市が収集する場合、事前申し込みが必要です。収集日は、粗大ごみと同じ日となります。「リサイクル料金」と「収集手数料(3,000円)」が必要です。

リサイクル料金の目安

(税込・令和5年3月時点)

テレビ	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
1,320円～3,700円	990円～9,900円	3,740円～6,149円	2,530円～3,300円

※リサイクル料金は、製造メーカーや大きさによって異なります。郵便局でリサイクル券を購入する際、事前にメーカー、大きさ等を確認してください。

竹原市近隣の指定引取場所

(令和6年2月時点)

事業所名	住所	電話番号
岡山県貨物運送(株)尾道営業所	尾道市正徳町31番11号	0848-22-8141
株式会社エムケー 志和物流センター	東広島市志和町冠67-1	082-433-0020

※直接廃家電を持ち込む場合は、指定引取場所にリサイクル券と一緒に持ち込んでください。

※持ち込み可能日時などは直接問い合わせてください。また、搬入場所では係員の指示に従ってください。

市に収集を依頼する場合

- 1品につき「リサイクル料金」と「収集手数料(3,000円)」が必要です。
- 郵便局で購入したリサイクル券は、**直接貼らず**、ビニール袋に入れて家電リサイクル品本体にテープ等で留めてください。
- 事前に収集の申し込みが必要です。**
詳しくは P.12 「粗大ごみの出し方・注意点」をご覧ください。

家電リサイクルについて詳しくは

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

<https://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>

☎ 0120-319-640 (9:00 ~ 17:00 日曜・祝日を除く)

- メーカー別リサイクル料金 ●メーカー引取確認
- 家電リサイクル券の手続き方法 など



市で収集しないもの

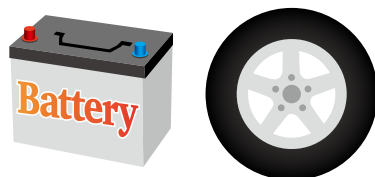
次の物のごみ処理施設（広島中央エコパーク）への**持ち込みもできません**。
販売店や処分業者に引き取りを依頼するなど、適正に処理をしてください。

○主なもの

ガスボンベ



タイヤ・ホイール、
バッテリー等自動車部品



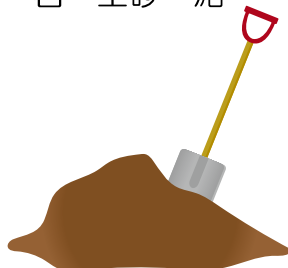
バイク・原動機付自転車



金庫



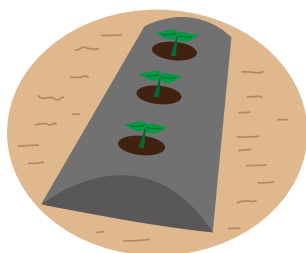
石・岩・土砂・泥



農薬・薬品・肥料



農業用ビニールシート



農業用機械



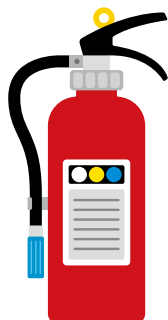
塗料の残っている缶、
ガソリン・廃油・オイル・
灯油



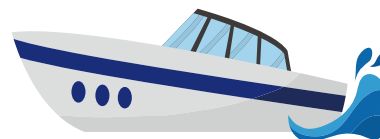
パソコン（ノートパソコン、
デスクトップパソコン、
ディスプレイ体型パソコン、
パソコンのディスプレイ）
→P.21をご覧ください。



消火器
→P.21をご覧ください。



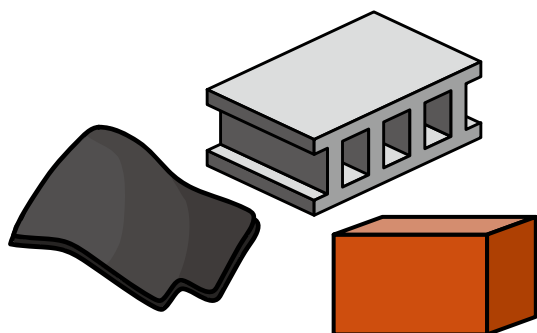
FRP船
→P.21をご覧ください。



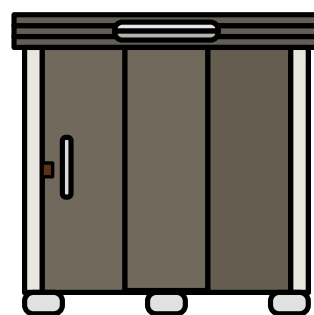
このほかにもあります。詳しくは、P.23-33の50音別分別ガイドでご確認ください。

自己施工のものに限りごみ処理施設（広島中央エコパーク）への直接搬入が可能です。**ただし、事前に竹原市の確認を受ける必要があります。**この確認がないとごみ処理施設も**受け入れを行いません。**事前に竹原市へお問い合わせください。

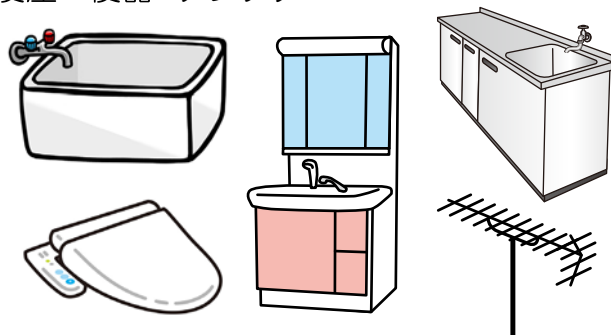
瓦・ブロック・レンガ（1日20kgまで）



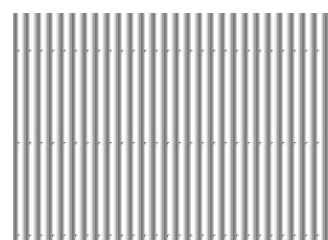
物置・小屋（1日20kgまで）



ふろがま・シンク・流し台・洗面化粧台・便座・便器・アンテナ



スレート板・石膏ボード・波板・トタン板



※一人一日につき合計20kgまでです。（例：瓦+レンガ+小屋=20kg以下）
 ※業者が工事・施工した廃棄物は、産業廃棄物になります。処分は産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

○産業廃棄物処理業者検索

ひろしま産廃ネット（一般社団法人広島県資源循環協会）

<http://www.hshigen.or.jp/>



引っ越しや家の大掃除、草刈り等で一時的に多量に出るごみについては、通常のごみ収集に支障をきたすため、**ごみステーションに出すことはできません。**事前に竹原市の確認を受けたうえで、直接ごみ処理施設に搬入、または、竹原市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
（有料）→P.34を参照



市で収集しないもの

野生動物の死骸や不法投棄を発見したら…

自宅の敷地や田や畑など農地（私有地）に、野生動物が死んでいたり、不法投棄がされていたりした場合、最終的には土地の所有者（管理者）が処分・撤去する必要があります。（**広島県・竹原市では撤去・処分できません**）

野生動物の死骸は 50 cm未満の場合、中身が見えないよう新聞紙等で包み、黄色の指定袋に入れて、ごみステーションまたはごみ処理施設（広島中央エコパーク）へ出すことができます。また、50 cmを超える場合、全体が収まる大きさの不透明な袋等に入れて、ごみ処理施設へ直接搬入してください。【土地の所有者（管理者）での処分・撤去が困難な場合は、P.34の一般廃棄物収集運搬業者へ依頼してください。】（**有料**）

不法投棄を発見した場合は、まず竹原警察署及び竹原市（市民課生活環境係）に通報してください。

不法投棄をした者が**特定できる**場合

広島県知事または竹原市長が不法投棄した者に対し、撤去を命じます。

不法投棄をした者が**特定できない**場合
撤去できない

土地の所有者（管理者）の責任・費用で処分・撤去してください。

【土地の所有者（管理者）での処分撤去が困難な場合は、P.34の一般廃棄物収集運搬業者または産業廃棄物処理業者（P.19参照）へ依頼してください。】（**有料**）

不法投棄をさせないためには、定期的な草刈りや清掃を行い、適正に管理したり、バリケード、チェーンや扉、柵の設置など関係者以外の侵入を防止する措置を講じたり、捨てにくい場所にすることが重要です。

●**道路や河川・公園等公共の場所で野生動物の死骸や不法投棄を発見したら、次の管理者へ連絡してください。**

■国道2号

国土交通省 中国地方整備局 西条維持出張所 ☎082-423-2404

■国道185号

国土交通省 中国地方整備局 呉国道出張所 ☎0823-73-4798

■国道432号、県道59号（東広島本郷忠海線）、本川、賀茂川（田万里川、葛子川等同じ水系の河川を含む）

広島県 西部建設事務所 東広島支所 管理課 ☎082-422-6911

■上記以外の県道、河川・水路、市道

竹原市 建設課 ☎(0846) 22-7746

■公園

公園入口等の看板に記載されている公園管理者